

障害者等の状況

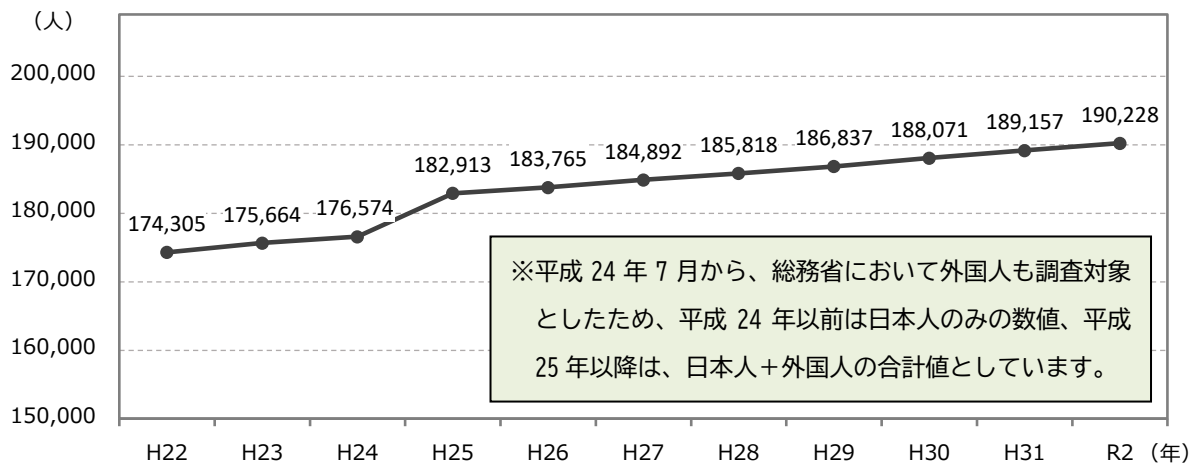
- I 市の人口推移と人口構成
- II 障害のある人の状況
- III 市の計画の実施状況と課題・施策二一ズ

I 市の人口推移と人口構成

1. 市の総人口の推移

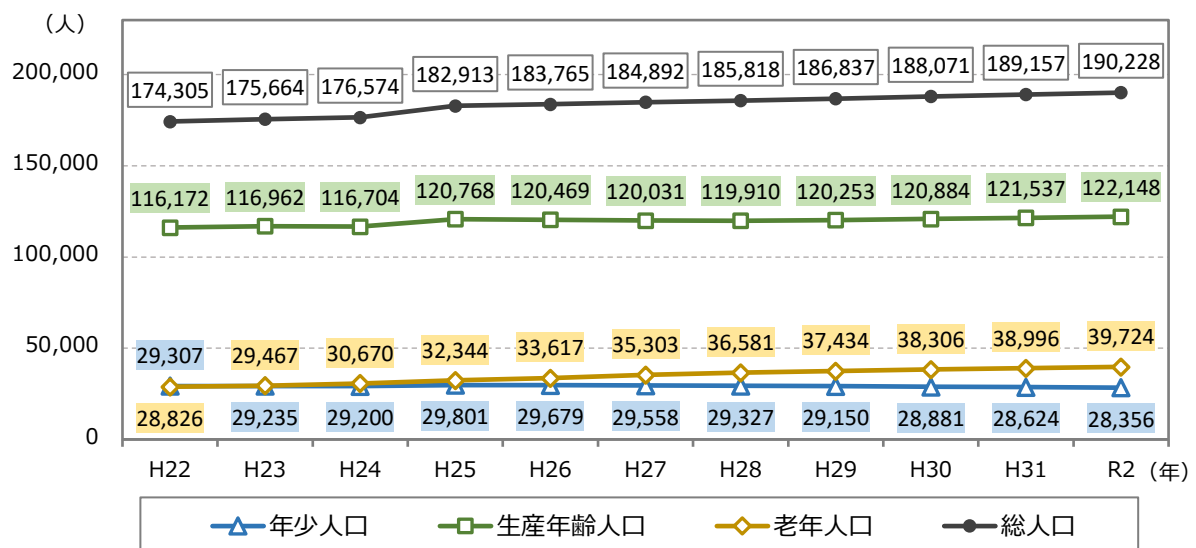
本市の総人口は増加で推移しています。また、年少人口（15歳未満）は減少、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）と老年人口（65歳以上）は増加で推移しています。

◆人口の推移◆



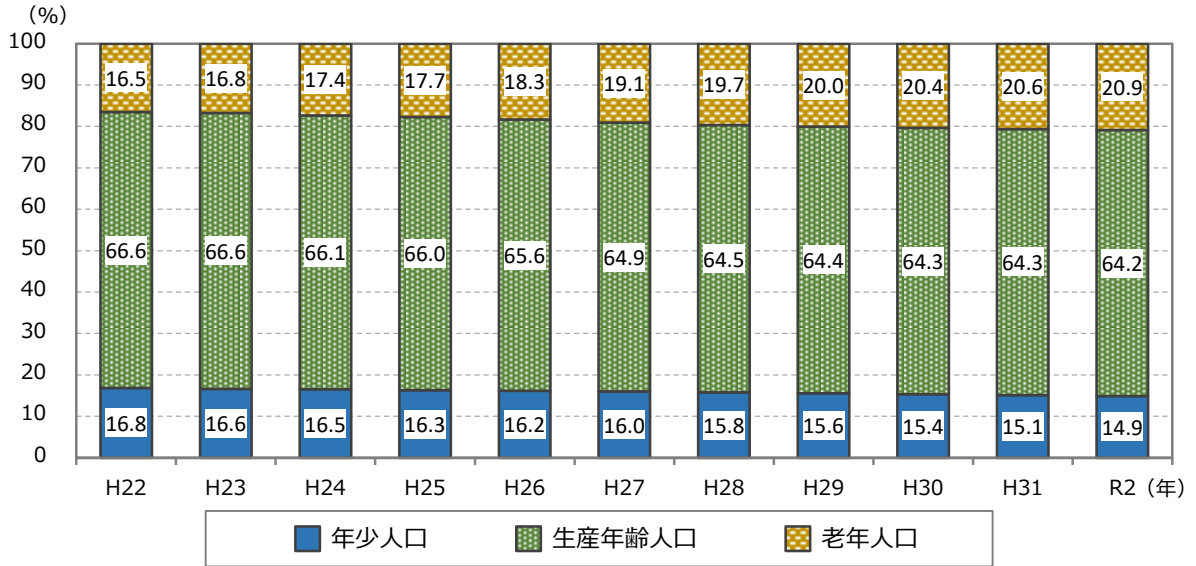
資料：総務省「住民基本台帳」※各年 1 月 1 日現在

◆三区分別人口の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」※各年 1 月 1 日現在

◆三区分別人口の割合の推移◆

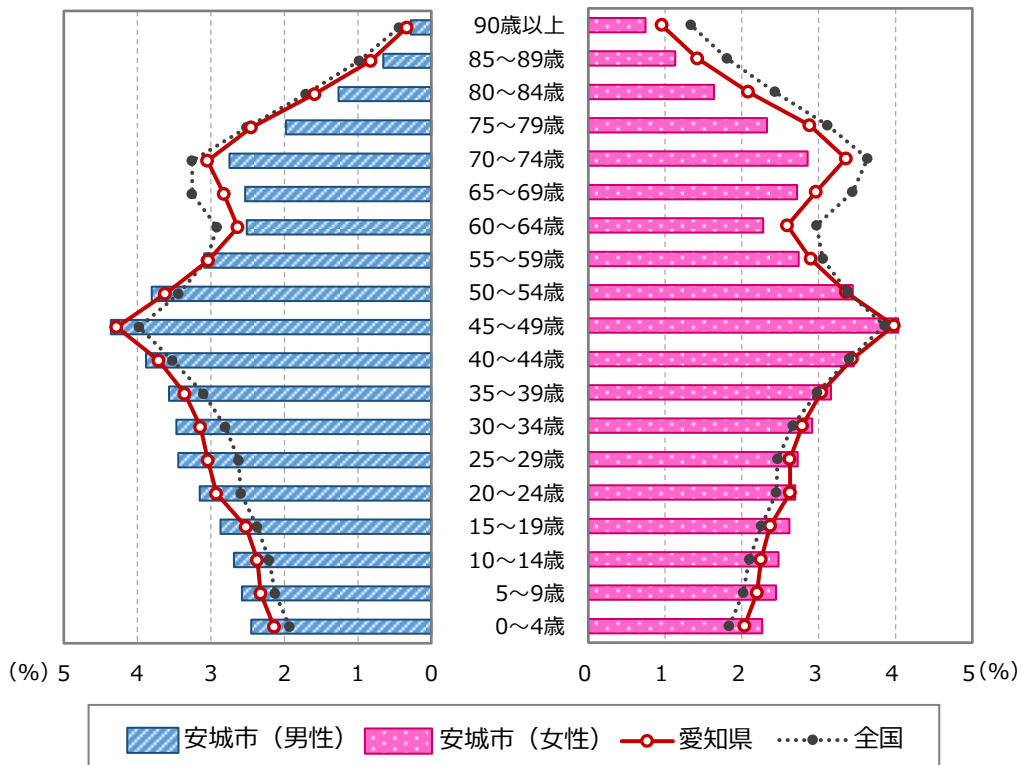


資料：総務省「住民基本台帳」※各年1月1日現在

2. 人口の構成

人口の構成を見ると、全国及び愛知県と比べて、本市は54歳未満の割合が高く、55歳以上の割合は低くなっています。

◆人口の構成（5歳区分）◆



資料：総務省「住民基本台帳」※令和2（2020）年1月1日現在

Ⅱ 障害のある人の状況

1. 各手帳の所持者数と総人口に占める割合

本市の各手帳所持者数の推移について、身体障害者手帳は横ばいから減少傾向にありますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。令和2年4月1日現在、市民の約38人にひとりが身体障害者手帳を、135人にひとりが療育手帳を、129人にひとりが精神障害者保健福祉手帳を所持している計算になります。

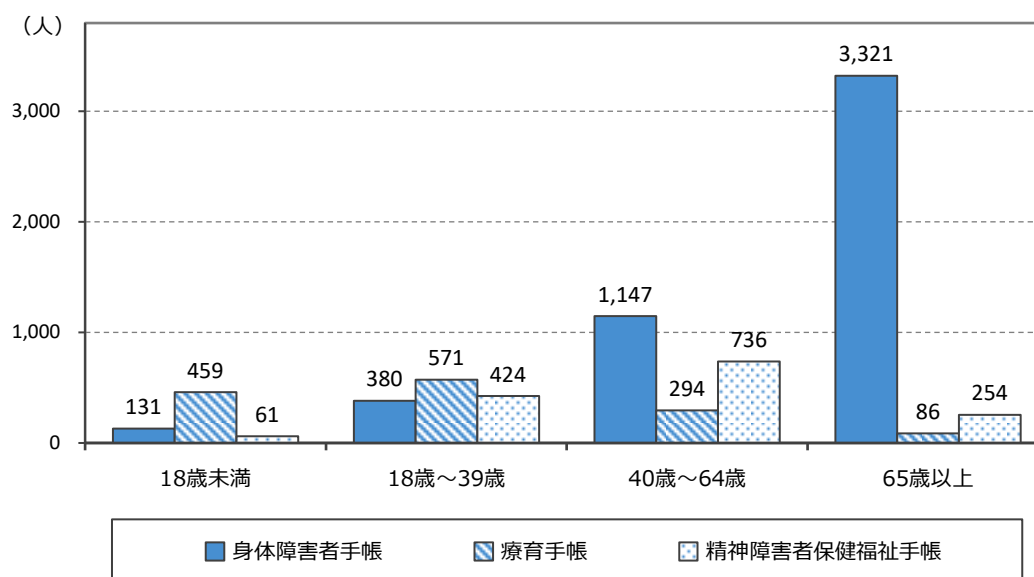
過去5年間の総人口の増加割合が、2.4%増であるのに対し、手帳所持者は7.5%増となっています。

(単位：人、%)

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合計	総人口に 占める割合
平成28年度	5,039	1,214	1,061	7,314	3.94
平成29年度	5,022	1,264	1,118	7,404	3.96
平成30年度	5,038	1,305	1,254	7,597	4.04
令和元年度	5,010	1,361	1,323	7,694	4.07
令和2年度	4,979	1,410	1,475	7,864	4.13

各年度4月1日現在

◆障害者手帳所持者の年齢階層別内訳◆



資料：安城市（令和2年4月1日現在）

2. 身体障害者手帳所持者数の状況

(1) 年齢階層でみる身体障害者手帳所持者数

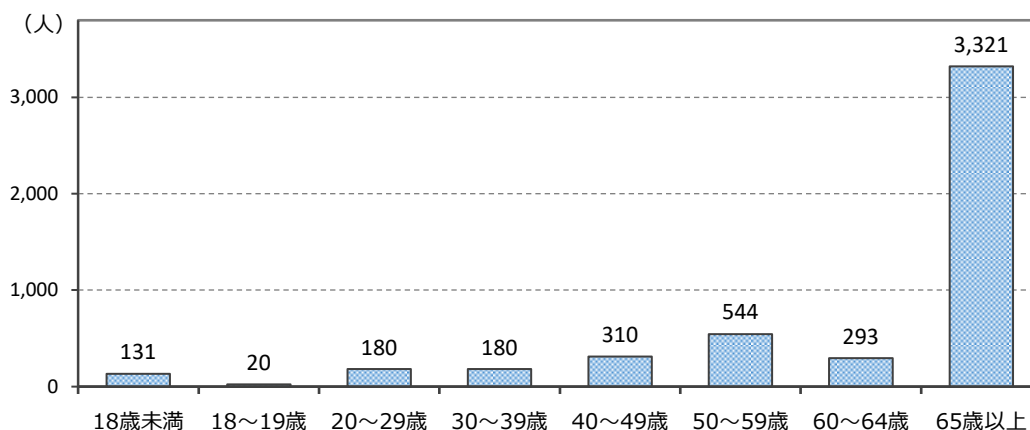
身体障害者手帳の所持者は、高齢者（65歳以上）が全体の66.7%を占めています。

区分	等級別						計	※障害部位別				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		視覚	聴・平	音・言	肢体	内部
18歳未満	52	33	30	5	2	9	131	3	17	0	92	19
18～19歳	7	4	5	2	1	1	20	2	4	0	12	2
20～29歳	49	66	33	10	11	11	180	7	69	0	74	30
30～39歳	60	44	33	24	8	11	180	10	38	1	85	46
40～49歳	97	70	61	48	27	7	310	21	47	1	153	88
50～59歳	170	107	111	77	48	31	544	37	51	5	283	168
60～64歳	72	52	72	59	29	9	293	17	19	3	169	85
65歳以上	932	482	850	761	156	140	3,321	169	245	28	1,554	1,325
合計	1,439	858	1,195	986	282	219	4,979	266	490	38	2,422	1,763
うち65歳未満	507	376	345	225	126	79	1,658	97	245	10	868	438
うち65歳以上	932	482	850	761	156	140	3,321	169	245	28	1,554	1,325
65歳未満の割合	35.2%	43.8%	28.9%	22.8%	44.7%	36.1%	33.3%	36.5%	50.0%	26.3%	35.8%	24.8%
65歳以上の割合	64.8%	56.2%	71.1%	77.2%	55.3%	63.9%	66.7%	63.5%	50.0%	73.7%	64.2%	75.2%

資料：安城市（令和2年4月1日現在）

※ 障害部位について、「視覚」は視覚障害、「聴・平」は聴覚・平衡機能障害、「音・言」は音声・言語障害、「肢体」は肢体不自由、「内部」は内部機能障害をそれぞれ表します。また、集計にあたり各種障害部位を併せ持つ（重複している）人については、代表的な障害部位で計上しています。

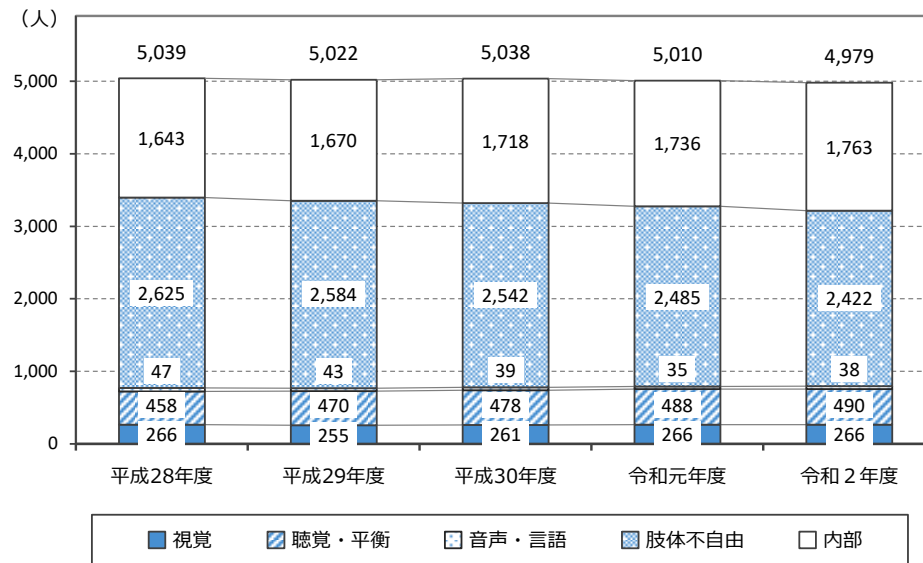
◆身体障害者手帳所持者数（年齢階層別）◆



資料：安城市（令和2年4月1日現在）

(2) 障害部位でみる身体障害者手帳所持者数

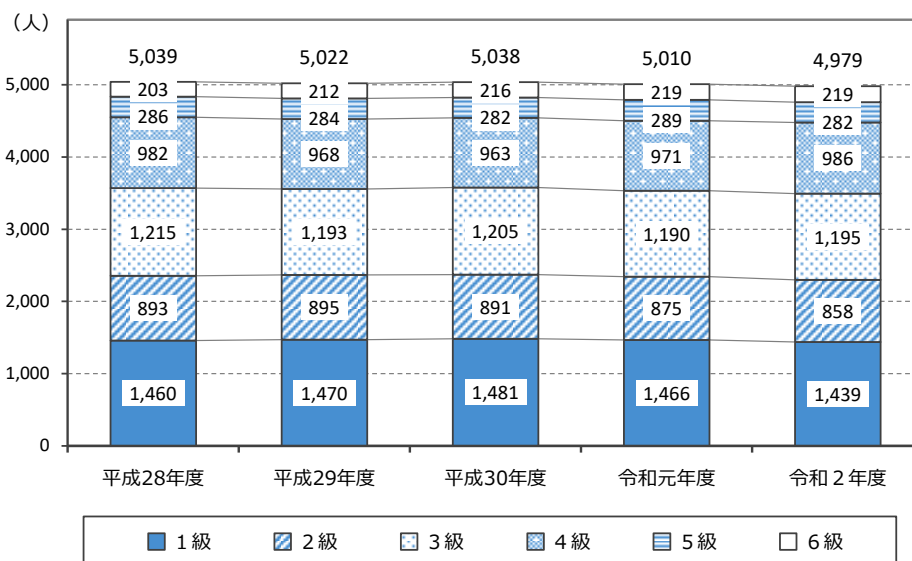
障害部位の推移を見ると、「肢体不自由」は減少、「内部」・「聴覚・平衡」は増加しています。



資料：安城市（各年度4月1日現在）

(3) 等級別でみる身体障害者手帳所持者数

等級別の推移を見ると、割合に目立った差異は見られません。



資料：安城市（各年度4月1日現在）

3. 療育手帳所持者数の状況

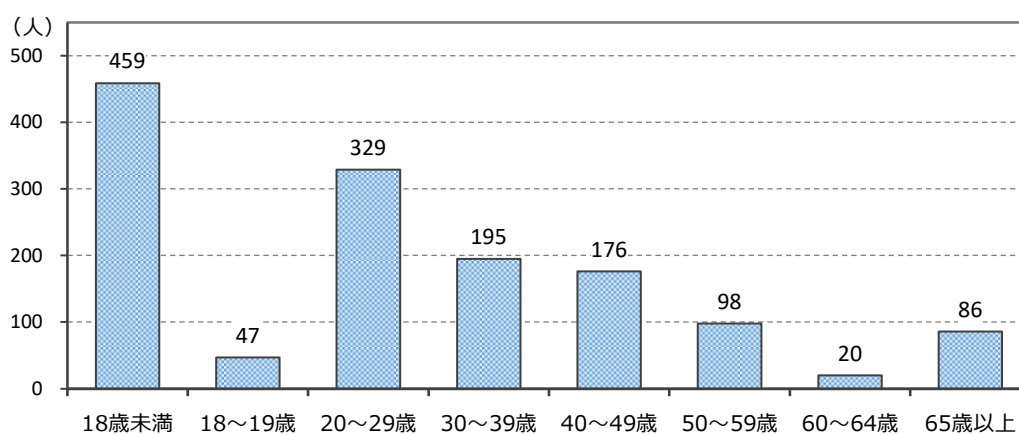
(1) 年齢階層でみる療育手帳所持者数

18歳未満の割合が全体の32.6%を占めており、早期発見・早期療育に努めていることもあり、療育手帳の取得数が年々増加しています。

区分	判定別			計
	A	B	C	
18歳未満	134	98	227	459
18～19歳	18	16	13	47
20～29歳	130	88	111	329
30～39歳	74	49	72	195
40～49歳	86	55	35	176
50～59歳	45	39	14	98
60～64歳	6	10	4	20
65歳以上	48	32	6	86
合計	541	387	482	1,410

資料：安城市（令和2年4月1日現在）

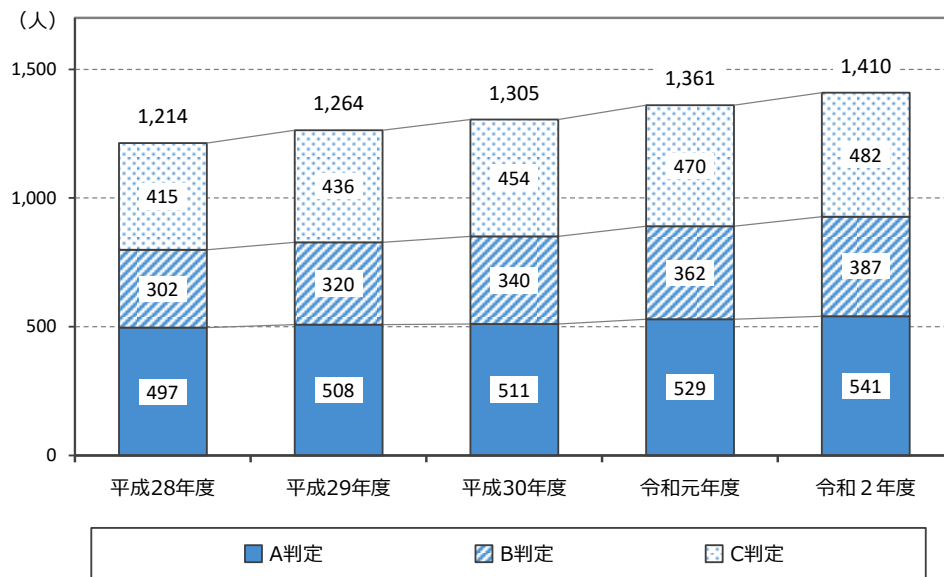
◆療育手帳所持者数（年齢階層別）◆



資料：安城市（令和2年4月1日現在）

(2) 判定別でみる療育手帳所持者数

判定別の推移を見ると、いずれの判定も増加しています。



資料：安城市（各年度4月1日現在）

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

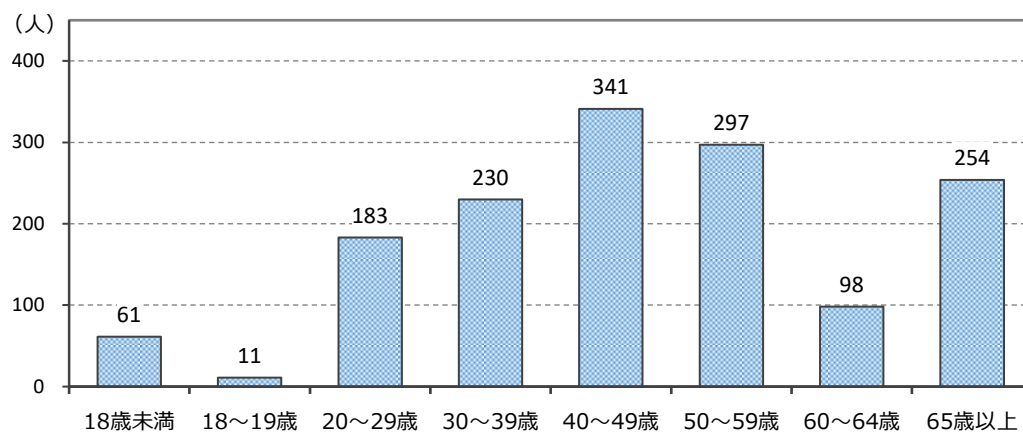
(1) 年齢階層でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

20～59歳の所持者数が全体の71.3%を占めており、特に40歳代の所持者数が多くなっています。

区分	等級別			計
	1級	2級	3級	
18歳未満	1	40	20	61
18～19歳	0	10	1	11
20～29歳	9	122	52	183
30～39歳	18	140	72	230
40～49歳	19	202	120	341
50～59歳	29	184	84	297
60～64歳	16	61	21	98
65歳以上	71	151	32	254
合計	163	910	402	1,475

資料：安城市（令和2年4月1日現在）

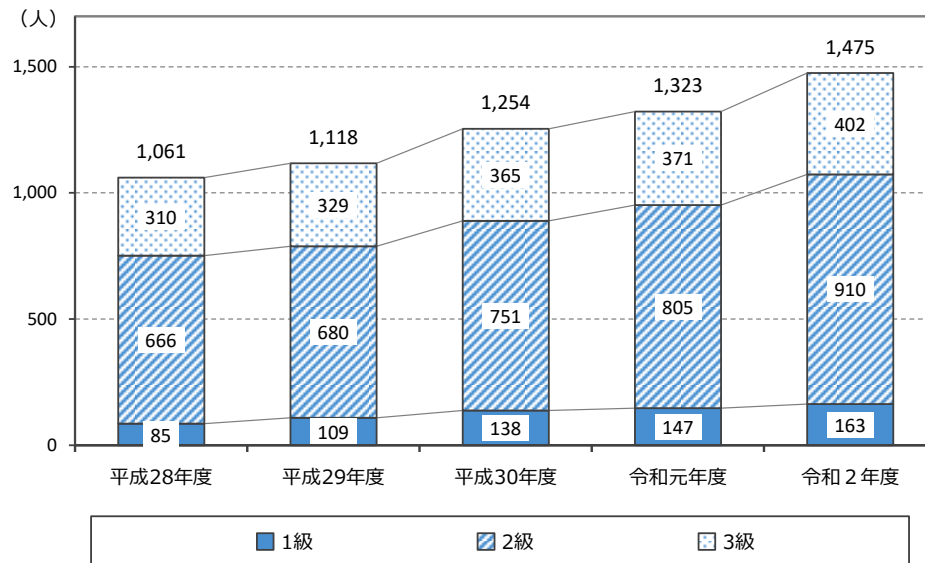
◆精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階層別）◆



資料：安城市（令和2年4月1日現在）

(2) 等級別でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

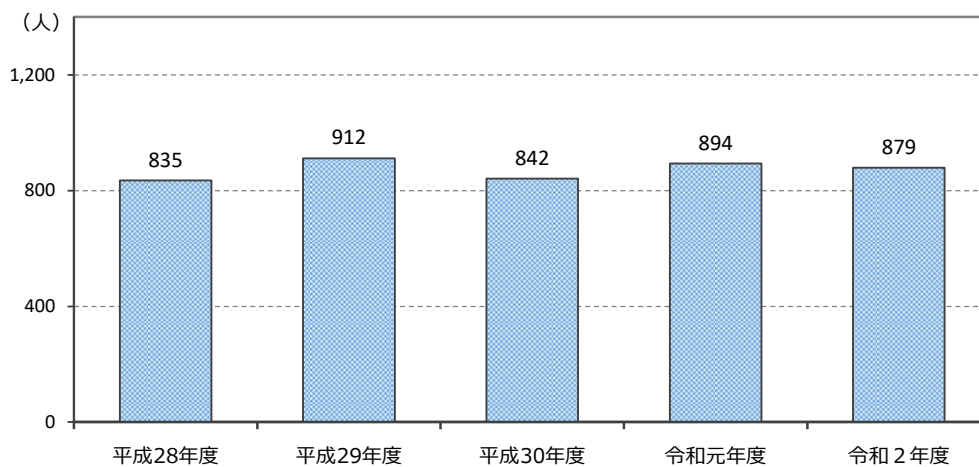
等級別の推移を見ると、いずれの等級も増加しています。



資料：安城市（各年度4月1日現在）

5. 難病患者等の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成の対象となる疾患の患者数の推移を見ると、年度により増減が見られますが、概ね横ばいで推移しています。



資料：衣浦東部保健所（各年度4月1日現在）

6. 療育支援の必要な児童・特別支援学校・特別支援学級の状況

■療育支援の必要な児童数

(単位：人)

区 分		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
①手帳所持 (0～5歳児)	身体					32
	療育					78
	精神					2
②児童発達 支援	支給決定					103
	うちサルビア学園 (3～5歳児)	48	52	52	55	56
③やまびこルーム(0～5歳児)		247	258	190	190	(44)
④保育園・認定こども園 (0～5歳児)		29	27	25	31	42
⑤幼稚園(3～5歳児)		0	0	0	2	3

各年度在園数(平成28年度～令和元年度は年間実人数、令和2年度は4月現在)

※障害者手帳を複数所持する場合は、重複の人数を含む。

※平成28年度～令和元年度の①及び②支給決定は未集計のため記載なし。

※②～⑤は複数利用している場合は、重複の人数を含む。

※保育園・幼保連携型認定こども園は公立・私立ともを含む手帳または診断書所持園児数の合計。

※幼稚園は公立のみの手帳または診断書所持園児の合計。平成28年～30年は4園、令和元年度から2園(令和元年度からの2園は認定こども園に移行)

■療育支援の必要な児童の状況

(単位：人)

区 分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
①手帳所持 (0～5歳児)	身体	0	1	7	8	5	11	32
	療育	0	1	6	13	18	40	78
	精神	0	0	0	0	2	0	2
②児童発達 支援	支給決定	1	1	6	32	25	38	103
	うちサルビア学園 (3～5歳児)			0	21	15	20	56
③やまびこルーム(0～5歳児)		0	1	37	5	1	0	44
④保育園・認定こども園 (0～5歳児)		0	5	3	4	11	19	42
⑤幼稚園(3～5歳児)					0	2	1	3
②～⑤の合計		1	7	46	41	39	58	192

令和2年4月現在

■特別支援学校への通学状況

(単位：人)

区 分	岡崎聾 学校	岡崎盲学校	安城特別支援 学校	愛知教育大学附属 特別支援学校	岡崎特別支援 学校	その他	合計
幼稚部	3	0				0	3
小学部	3	2	35	0	9	0	49
中学部	2	1	25	0	12	2	42
高等部	0	0	63	3	5	15	86
合 計	8	3	123	3	26	17	180

令和2年5月1日現在

■特別支援学級の児童・生徒

(単位：人)

区 分	知 的	自閉・情緒	肢 体	病弱・虚弱	難 聴	合 計
小学校	81	142	13	4	2	242
中学校	36	58	4	0	0	98
合 計	117	200	17	4	2	340

令和2年5月1日現在

7. 医療費の助成状況

区 分	令和元年度	
	受給者数	助成額
心身障害者医療費の助成	1,923 人	264,828 千円
精神障害者 医療費の助成	精神科入院	49 人 6,193 千円
	精神科通院	1,877 人 45,032 千円
	全 疾 病	650 人 94,396 千円

令和元年度実績

Ⅲ 市の計画の実施状況と課題・施策二一ズ

1. 第4次安城市障害者計画の実施状況

第4次安城市障害者計画では、7つの分野、18の基本施策により、障害福祉に関する様々な事業・取組を推進してきました。本市では毎年度、事業・取組の評価・検証を実施していますが、本計画の策定に当たり各事業を改めて精査・検討するとともに、今後の方向性により事業・取組を整理しました。

分野	基本施策	事業・取組数	方向性			
			継	推	縮	終
啓発・広報	福祉のこころの啓発	11	11			
	地域福祉の推進	11	11			
生活支援	生活支援サービスの充実	15	13	2		
	経済的支援	5	5			
	スポーツ・文化芸術活動の推進	9	9			
生活環境	安全・安心のまちづくり	12	11			1
	人にやさしいまちづくり	5	4			1
療育・教育・子育て	子ども発達支援の充実	13	12			1
	子育て支援の充実	6	4	1		1
	インクルーシブ教育の推進	14	14			
雇用・就労	一般就労機会の拡大	8	7	1		
	福祉的就労の支援	4	4			
	就労相談・情報提供	6	5		1	
保健・医療	障害の原因となる疾病の予防	4	4			
	医療サービスの実施	5	4			1
相談・情報提供	相談・情報提供の充実	9	8	1		
	意思疎通支援体制の充実	6	6			
	権利の擁護	6	5	1		
合計		149	137	6	1	5

方向性：継（継続）、推（推進）、縮（縮小・要協議）、終（完了・廃止）

2. 今後の施策推進に向けた課題・施策ニーズ

国の制度改革や安城市障害者福祉計画の推進等により、障害福祉に関するサービスの充実が図られてきています。しかし、障害のある人の統計データ、アンケート調査や関係団体ヒアリング等の意見から様々な課題が見つかりました。既に顕在化しているもの、将来を見据えたものを含め、下記に今後の施策推進に向けた課題をまとめました。

分野	主な課題、施策ニーズ等
計画全般	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人とその家族等の高齢化対策や親亡き後の個別具体的な検討 ○障害のある人とその家族等への長期的な伴走型支援体制 ○障害のある人への自立支援の充実 ○外見からはわかりにくい障害のある人への理解の促進
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人が地域の中で暮らすための多様な住まいの確保 ○障害のある人や家族の孤立防止、地域で支え合う体制づくり ○災害・緊急時の支援体制の強化と福祉避難所等の充実 ○新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた感染症対策
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの質の向上 ○グループホームの充実 ○移動支援の充実 ○経済的支援の充実 ○障害のある人の社会参加に向けた環境整備
相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○多様で複層的な相談を受けられる体制の整備と充実 ○情報弱者となりやすい当事者やその家族等への情報提供の充実
療育・教育・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ○共に学び、共に育つ保育・教育の一層の充実 ○障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制づくり ○障害の状態や程度に応じた教育の充実 ○教職員の障害への理解と資質の向上
保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアの必要な人への対応
雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> ○一般企業・事業所も参加する就労支援や職業体験の充実 ○福祉的就労の場の充実 ○職場における障害や障害のある人への理解や支援、配慮 ○自立した生活が可能な賃金の確保 ○生活支援と就労支援が一体的に提供できる環境づくり
啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ○障害や障害のある人への理解を深める啓発活動の充実 ○障害のある人への差別解消や虐待防止等の権利擁護の推進

※アンケート調査、関係団体ヒアリングの概要については、巻末の資料編に掲載しています。